

新旧対照表

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準

新						旧							
別表						別表							
整理番号	業種その他の区分			窒素含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)		備考	整理番号	業種その他の区分			窒素含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)		備考
				(1)	(2)						(1)	(2)	
209	下水道業	ア	日平均排水量 30,000立方メートル以上のものに限る。	20	15	(ア) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。ただし、豊川流域下水道の豊川浄化センター及び矢作川流域	209	下水道業	ア	日平均排水量 30,000立方メートル以上のものに限る。	20	15	(ア) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。ただし、豊川流域下水道の豊川浄化センター及び矢作川流域
		イ	日平均排水量 30,000立方メートル未満のものに限る。	25	20				イ	日平均排水量 30,000立方メートル未満のものに限る。	25	20	

						(イ) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。									(イ) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

新旧対照表

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準

新					旧								
別表					別表								
整理番号	業種その他の区分			りん含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)		備考	整理番号	業種その他の区分			りん含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)		備考
				(1)	(2)						(1)	(2)	
209	下水道業	ア	日平均排水量 30,000立方メートル以上のものに限る。	1.5	1.5	(ア) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。ただし、豊川流域下水道の豊川浄化センター及び矢作川流域下水道の矢作川浄化センターに係るものにあつては、水質の保全と「豊かな海」の両立に向け	209	下水道業	ア	日平均排水量 30,000立方メートル以上のものに限る。	1.5	1.5	(ア) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。ただし、豊川流域下水道の豊川浄化センター及び矢作川流域下水道の矢作川浄化センターに係るものにあつては、水質の保全と「豊かな海」の両立に向け
		イ	日平均排水量 30,000立方メートル未満のものに限る。	2	1.5				イ	日平均排水量 30,000立方メートル未満のものに限る。	2	1.5	

